

# 和水町特別養護老人ホームきくすい荘における科学的介護(自立支援介護に基づくケア)推進業務 公募型プロポーザル実施要項

## 第1 業務の概要

- 1 業務名 和水町特別養護老人ホームきくすい荘における科学的介護(自立支援介護に基づくケア)推進業務
- 2 発注者 和水町
- 3 目的 和水町特別養護老人ホームきくすい荘(以下「施設」という。)において、科学的介護(自立支援介護に基づくケア)を推進するため、事業者へ委託し、当該業務を円滑かつ確実に実施する。もって、指定管理者への円滑な経営移行に向けて、職員に意識改革と業務改善を促し、介護の質の向上を図る。
- 4 業務内容 「和水町特別養護老人ホームきくすい荘における科学的介護(自立支援介護に基づくケア)推進業務仕様書」のとおり
- 5 業務期間 契約締結の日から令和8年12月3日まで

## 第2 委託料等の予算額(消費税及び地方消費税の額を含む。)

和水町特別養護老人ホーム事業会計予算額2,200,000円を上限とする。(内訳:委託料616,000円以内(旅費含む。)、負担金、補助及び交付金(研修受講負担金)1,584,000円以内)

## 第3 実施形式

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

## 第4 参加資格

プロポーザルに参加する者(以下「応募者」という。)は、次に掲げる全ての条件を満たすものとする。

- 1 日本国内に本社、支社又は営業所があること。
- 2 令和4年4月1日から令和8年3月31日までの期間、本業務と同種類(類似種類も可)及び同規模(特養定員29人~120人)程度の業務受託実績を3件以上有する者。
- 3 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 4 和水町又は他の地方公共団体において競争入札参加資格を有する場合、指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止期間を経過していること。
- 5 国税及び地方税を滞納していないこと。
- 6 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く。)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始申立てがなされている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

- 7 和水町暴力団排除条例（平成24年条例第4号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当しない者であること。

## 第5 契約までのスケジュール

日 時	項 目
令和8年4月 1日（水）	募集開始
“ 4月 7日（火）午後5時まで	質問書 受付期限
“ 4月 8日（水）まで	質問書に対する回答
“ 4月10日（金）正午まで	参加表明書兼誓約書 提出期限
“ 4月13日（月）まで	参加辞退届 提出期限
“ 4月15日（水）午後3時まで	企画提案書 提出期限
“ 4月16日（木）	書類審査
“ 4月中旬	審査結果の通知
“ 4月下旬	契約締結

## 第6 質疑・回答

質問は、質問書【様式第1号】を電子メールにより提出する。電話及び口頭による質問は一切受け付けない。回答内容は、和水町ホームページに掲載する。

## 第7 参加申込・辞退届

本プロポーザルに参加申込する場合は、参加表明書兼誓約書【様式第2号】を電子メールにより提出する。

また、参加申込後に本プロポーザルを辞退する場合は、参加辞退届【様式第3号】を電子メールにより提出する。

## 第8 企画提案書の提出

本プロポーザルへの参加申込をした者は、次の書類一式を作成し、電子メールにより提出するものとする。

NO	様 式	提出書類の名称	備考
1	様式第4号	企画提案書	1頁
2	任意様式	企画提案書（詳細）	30頁以内
3	様式第5号	業務実施体制調書	2頁以内
4	様式第6号	受託業務実績書	2頁以内
5	任意様式	会社概要	4頁以内
6	様式第7号	見積書	1頁
7	任意様式	スケジュール	1頁

## 第9 企画提案書の作成及び提出上の留意事項

- 1 専門知識を有しない者にも理解できるよう、専門用語使用の際は注釈をつける等配慮する

- こと。
- 2 企画提案書は、A4縦版でカラーとすること。
  - 3 企画提案書の構成は別添仕様書の項目に添って作成するとともに、仕様に関し具体的に記述すること。
  - 4 提出された提案書等は返却しない。提出された書類は事業者選定以外には使用しない。
  - 5 企画提案の応募に係る費用については、すべて応募者の負担とする。
  - 6 次のいずれかに該当する企画提案書は無効とする。
    - (1) 定めた提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
    - (2) 提案内容に虚偽がある場合。
    - (3) 応募者等が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合。
  - 7 本要項第14に記載する「問い合わせ先」へ4月15日(水)午後3時までに電子メールにより提出すること。

## 第10 企画提案書等の入手方法

関係書類は、以下の方法により入手することができる。なお、郵送による配布は行わない。

町ホームページからダウンロード

＜町ホームページ→行政情報→入札契約情報＞

## 第11 審査方法

書類審査を行う。

- 1 別紙1「審査基準」に基づき、応募者が本要項第4に記載の参加資格等を満たしているか、提出された書類が本要項第8及び第9に基づき揃っているか、及び別紙2「審査基準」に基づき、本要項第8に定める企画提案書等の内容が適切かについて等について審査し、審査の結果、評価点が最も高い上位者を書類選考の上、優先交渉権者として選定する。
- 2 応募者が1者であった場合も、書類審査及び書類選考を行う。
- 3 別紙3「審査基準」に基づく評価点及び選定委員協議により、選定する。  
なお、応募者が1者の場合でも審査を実施するが、審査の結果、評価点の平均が60点未満(100点満点)の場合は、選定しないものとする。

## 第12 審査結果の通知・公表

- 1 選定又は非選定を書面により通知する。また、通知後、審査結果を本町ホームページに掲載し、公表する。
- 2 審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。

## 第13 契約の締結

- 1 契約の相手方  
優先交渉権者との契約が不調となった場合は、審査において次順位の応募者と順番に協議する。ただし、審査の結果、評価点の平均が60点未満の応募者とは、協議を行わないものとする。

## 2 契約の締結

- (1) 契約締結に際し、企画提案内容の一部について、町及び契約予定者は、双方協議の上、修正できるものとする。
- (2) 協議が整った後、契約予定者は、町の仕様書に基づき、予定単価を記載した見積書を改めて町に提出し、町は、予算の範囲内において、契約予定者と締結する。
- (3) 受託者の責に帰さない理由がある場合、町と受託者との協議により、予算の範囲内において、変更契約書の締結により契約金額を変更することができる。

## 3 その他

- (1) 受託者は、業務遂行に当たっては町と綿密な情報交換を行うとともに、町の指示に従うこと。
- (2) 受託者は、本業務について秘密を守るとともに、業務内容を許可なく第三者に公表、転用又は貸与してはならない。
- (3) 受託者は、業務の全部を第三者に再委託してはならない。なお、本業務の一部を第三者に委託する場合は、町に対して、書面により事前に申請し、承認を得ることとする。

## 第14 問い合わせ先

〒865-0136 熊本県玉名郡和水町江田4025番地

和水町特別養護老人ホームきくすい荘

電話：0968-86-2177

FAX：0968-86-3188

メール：[tokuyou@town.nagomi.lg.jp](mailto:tokuyou@town.nagomi.lg.jp)